

ふるさと暮らし応援条例・規則の内容説明確認書

私は、出産祝金・定住促進住宅等奨励金の申請にあたり、制度の趣旨及び返還要件の内容について説明を受けたことを確認します。

・確認内容

福島町ふるさと暮らし応援条例第1条（目的）

第4条（受給資格者）

第5条（奨励金等の額）

第9条（奨励金等の交付の制限）

第10条（奨励金等の返還）

福島町ふるさと暮らし応援条例施行規則第5条（奨励金の返還金額）

第7条（受給資格取り消し猶予）

福島町長 鳴海清春 様

平成 年 月 日

住 所 松前郡福島町字

氏 名

⑩

福島町ふるさと暮らし応援条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、ふるさと福島町での暮らしを応援することで若者等の移住や定住を促進するとともに、地域の宝である子ども子育てを支援することにより、活力と魅力のある地域の再生に資することを目的とする。

（受給資格者）

第4条 前条に掲げる事業の奨励金等（以下「奨励金等」という。）の受給資格を有する者は、次のとおりとする。

(1) 福島町出産祝金交付事業の奨励金等の受給資格を有する者は、次の各項目に該当する者

ア 町内に居住し、かつ、住民登録されている者で、町に出生届を提出し、新生児を養育しているもの

イ 出産後も引き続き町内に定住をする旨の誓約をしたもの

(2) 福島町定住促進住宅等奨励事業の奨励金等の受給資格を有する者は、次のいずれかに該当する者

ア 町内に居住し、かつ本町に住民登録を行っている者で、アパートや公営住宅等に入居している者又は親と同居している者で、現に住宅を所有していないで新たに延べ床面積66平方メートル以上の住宅を新築又は中古住宅等を購入したもの

イ Iターン者、Uターン者又はJターン者で、町内に自らが定住する目的で住宅を新築又は中古住宅等を購入したもの

2 前項の受給資格者が転出などの理由により、福島町に住所を有しなくなつたときは、その時点

で受給資格を取り消すものとする。ただし、町長が止むを得ない事由があると認めた場合で、3年以内に再転入し、その後において引き続き定住する旨の誓約をした場合に限り、受給資格の取り消しを猶予することができるものとする。

(奨励金等の額)

第5条 奨励金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 福島町出産祝金交付事業においては、次のいずれかの額
 - ア 第1子の場合 5万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)
 - イ 第2子の場合 20万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)
 - ウ 第3子以上の場合 100万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)ただし、交付方法は3年の分割とし、第1回目を50万円、第2回目を30万円、第3回目を20万円とする。
- (2) 福島町定住促進住宅等奨励事業においては、次のいずれかの額
 - ア 町内建築業者の請負金額及び住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が500万円以上1,000万円未満の場合 50万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)
 - イ 町内建築業者の請負金額及び住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が1,000万円以上の場合 100万円(町内商品券での支給割合を30%とする。)
 - ウ 町外建築業者の請負金額及び町外所有者からの住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が500万円以上1,000万円未満の場合 25万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)
 - エ 町外建築業者の請負金額及び町外所有者からの住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が1,000万円以上の場合 50万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)

(奨励金等の交付の制限)

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金等を交付しないものとする。

- (1) 本町の町税、使用料等を滞納しているとき。
- (2) 申請者が偽りその他不正な手段により申請したとき。
- (3) 交付決定通知後に受給資格を喪失したとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

(奨励金等の返還)

第10条 町長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な方法により受け取つたと認めたとき
- (2) 住宅等を新築した者が、奨励金の交付を受けた後、10年以内に該当住宅を売却し、若しくは賃貸契約を締結し、又は世帯の全員が町外へ転出したとき

○福島町ふるさと暮らし応援条例施行規則 (抜粋)

(奨励金の返還金額)

第5条 条例第4条第2項に規定する資格の取り消しとなったときの奨励金等の返還にあたっては、既に交付した奨励金の返還率は別表1に定めるところによる。ただし、条例第4条第2項ただし書に規定する猶予期間は、別表1の期間に算入しないものとする。

2 条例第10条に規定する奨励金の返還金額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第10条第1号該当者 交付額の全額
 - (2) 条例第10条第2号該当者 別表1のとおり
- (受給資格取り消し猶予)

第7条 条例第4条第2項ただし書に規定する受給資格の取り消し猶予の申請は、受給資格取り消し猶予承認申請書(様式第8号)に別紙2誓約書及び必要書類を添付して町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、受給資格取り消し猶予承認通知書(様式第9号)により申請者に通知しなければならない。
- 3 町長は、前項の審査の結果、不適正と認めたときは、受給資格取り消し猶予承認申請却下通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

別表1

期間	返還割合
3年未満	交付額の100分の100
3年以上4年未満	交付額の100分の80
4年以上5年未満	交付額の100分の50
5年以上7年未満	交付額の100分の35
7年以上10年未満	交付額の100分の20